

バーゼル 第1の柱に関する告示の一部を改正する告示（案）への意見一覧

番号	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
1	銀行告示第13条第1項等	第13条第1項第1号に、「内部格付手法（先進的内部格付手法採用行にあっては、先進的内部格付手法。以下略。）」とあり、基礎的内部格付手法採用行が先進的内部格付手法に移行した場合も、その後1年間は旧所要自己資本額に90%を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に12.5を乗じて得た額を分母に加算必要と読めるが、その理解で合っているか。	その理解で差し支えありません。 これまでも基礎的内部格付手法採用行が先進的内部格付手法に移行した場合、左記と同様の取扱いでしたが、今回の改正では、信用リスクの先進的内部格付手法に移行した金融機関が、オペレーショナルリスクの先進的計測手法採用のタイミング如何で参照する旧手法の計算に相違が生じないように実態に即した見直しをしております。 なお、先進的内部格付手法に移行した場合でも、旧手法をバーゼルとすることも可能です。
2	銀行告示第13条第4項等	「先進的内部格付手法採用行にあっては標準的手法を含む」とあるが、先進的内部格付手法の使用の直前に基礎的内部格付手法を用いていた場合には、「基礎的内部格付手法又は標準的手法」を「当該直前に用いていた手法」として選択可能との認識でよいか。	その理解で差し支えありません。
3	銀行告示第13条第5項等	「第三百四条に規定する基礎的手法を含む」とあるが、先進的計測手法の使用の直前に粗利益配分手法を用いていた場合には、「粗利益配分手法又は基礎的手法」を「当該直前に用いていた手法」として選択可能との認識でよいか。	その理解で差し支えありません。
4	銀行告示附則第2項同条第4項等	改正案附則第9条第2項の表において、90%フロアが適用される期間が「内部格付手法又は先進的計測手法の承認を最後に得た日以後1年間」と規定されているが、本案だと内部格付手法または先進的計測手法の承認を得てから1年間以上経過した後（すなわち80%フロアの適用期間に入った後）で、もう一方の手法の承認を得た場合、1年間は再度90%フロアを採用しなければならないことになる。したがって、内部格付手法または先進的計測手法の承認を得た日から1年以上経過し80%フロアの適用期間に入った銀行が、もう一方の手法の承認を得た場合には、再度90%フロアを適用するのではなく80%フロアを継続適用できるものとしてほしい。	ご指摘の件については、改正前の告示でも同様の取扱いとなっており、今回のフロアの延長はバーゼル銀行監督委員会より公表されたプレスリリース（09年7月）の内容を踏まえた所要の告示改正ですが、左記の取扱いにかかる具体的な方針までは明確化していないため、これまで通りの対応をお願いいたします。
5	銀行告示附則第9条第4項等	「当分の間」とは、どの程度の期間なのか、もしくはいつまでなのか、について、何らかの形で目線を示してほしい。	本措置はバーゼル銀行監督委員会のプレスリリース（09年7月）におけるフロアの延長の決定を受けた所要の告示改正です。現状、同委員会より具体的な期限が示されてはいませんが、明確となった段階で速やかに検討及び対応いたします。

番号	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
6	その他	<p>2007年3月期から新自己資本比率規制(新BIS規制)の開示がスタートしたが、その全ての情報をディスクロージャー誌に掲載する必要があるか疑問である。</p> <p>預金者保護をいうのであれば、全ての項目を掲載するのではなく、自己資本比率とその算出説明をおこなうことで十分ではないか。現状は開示過多である。</p>	<p>いただいたご意見につきましては今後の行政に生かしていく所存です。貴重なご意見ありがとうございました。</p>